（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：平成30年度）

施設の名称	閖上漁港の指定施設（ヨット陸置き保管施設）
指定管理者の名称	閖上ヨットハーバー管理運営共同事業体
施設所管部課（室）	水産林政部水産業基盤整備課

1．当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘要
平成30年4月　～　令和 5年3月	指定管理者	閖上ヨットハーバー管理運営共同事業体	
年　月　～　年　月			
年　月　～　年　月			

（注）管理形態欄には，直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2．現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	閖上ヨットハーバー管理運営共同事業体
	所在地	仙台市太白区郡山6丁目2番5－1号
指定期間	平成30年4月1日　～　令和5年3月31日　(5か年)	
募集方法	■　公募　　□　非公募	

3．施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	閖上漁港の指定施設（ヨット陸置き保管施設）	
所在地	名取市閖上字東須賀2－36地先	
設置年月	平成30年4 月	
根拠条例等	漁港管理条例第	
設置目的	漁港におけるPB等の適正係留により、漁業者とPB等利用者間のトラブルを防止し、漁港の保全・秩序を確保する。	
施設の内容	敷地面積	㎡
	構造	
	内容	
開館（所）日	通年（ただし、条例の定めにより休業日の指定あり）	
開館（所）時間	午前8時00分　～　午後6時00分／午前9時00分　～　午後5時00分	
指定管理者が行う業務の範囲	漁港管理条例第18条に定める業務及び「閖上漁港の指定施設（ヨット陸置き保管施設）業務仕様書」に定める業務	
利用料金制	採用の有無	■　有　　□　無
	利用料金の名称	閖上ヨットハーバー施設利用料 (1)ヨット等保管施設，(2)倉庫，(3)研修室

4. 施設利用実績【施設所管課記入（太枠内は指定管理者記入）】

(1) 開館（所）日数及び利用者数

項　　目	事業計画 評価対象年度（平成30年度）(A)	実　績 前 年 度（平成29年度）(B)	評価対象年度（平成30年度）(C)	対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
開館（所）日数	162 日	日	109 日	67.3%	#DIV/0!
延べ利用者数	2,000 人	人	2,200 人	110.0%	#DIV/0!

（注）対象施設が複数ある場合は，施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画 評価対象年度（平成30年度）(A)	実　績 前 年 度（平成29年度）(B)	評価対象年度（平成30年度）(C)	対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
（利用者）ジュニアー保護者を含む	100 人	人	125 人	125.0%	#DIV/0!
（利用者）高校生ー教諭を含む	150 人	人	140 人	93.3%	#DIV/0!
（利用者）大学生	1,200 人	人	1,250 人	104.2%	#DIV/0!
（利用者）社会人	200 人	人	150 人	75.0%	#DIV/0!
その他、大会等	350 人	人	535 人	152.9%	#DIV/0!
合　　計	2,000 人	0 人	2,200 人	110.0%	#DIV/0!

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入（太枠内は指定管理者記入）】

(1) 収入

（単位：千円，％）

項　　目	事業計画 評価対象年度（平成30年度）(A)	実　績 前 年 度（平成29年度）(B)	評価対象年度（平成30年度）(C)	対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
県指定管理料	1,091		815	74.7%	#DIV/0!
利用料金収入	2,084		1,359	65.2%	#DIV/0!
その他	90		0	0.0%	#DIV/0!
収 入 計 (a)	3,265	0	2,174	66.6%	#DIV/0!

(2) 支出

人件費	0		0	#DIV/0!	#DIV/0!
施設管理費	1,091		1,246	114.2%	#DIV/0!
事業運営費	2,174		820	37.7%	#DIV/0!
その他	0		0	#DIV/0!	#DIV/0!
支 出 計 (b)	3,265	0	2,066	63.3%	#DIV/0!

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	0	108	#DIV/0!	#DIV/0!
前期繰越収支差額	0		0	#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額	0		108	#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は，上記に準じて，自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度（平成30年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
①管理運営体制	閖上ヨットハーバー管理運営規約を制定して、管理運営に係わる役員を定義して選任した。 また、補助スタッフについても利用団体からヨット経験2年以上で20歳以上の方に委託した。	閖上ヨットハーバーの運営の特殊性について利用者の理解が得られており、全体として当初の構想が実現されつつある。 役員の業務負担については、一部、偏った面も見受けられるので、これの平準化に向けて取り組んでいく必要がある。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
人員体制	正規　11 人 ／ 非正規　10 人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	平成30年度は仮設設備による仮運用と位置づけているが、電気、洗浄水の確保及びトイレのくみ取りについて的確に行った。 また、台風等による漂着ごみを産業廃棄物として適正に処分した。	仮設設備の維持管理とインフラ管理については的確に実施できた。 こみの処理方針については、大会等で発生したごみ処分の更なる検討及び指導が必要である。	A	平成30年度は仮設設備による仮運用となったが，適正に管理されたと認められる。さらに，指定施設がいつでも利用に供されるよう，適正に管理されていると認められる。	A
③運営業務（ソフト事業等）の実施	(1) 各種大会を誘致した。 (2) インターネットの開設について取り組んだ。 (3) 安全対策として宮城県にトランシーバーの整備を要望した。 (4) 気象情報を提供するため宮城県に気象観測装置の整備を要望した。	(1) 各種大会については予想どおりに誘致できた。 (2) インターネットについては本年度当初の運用開始を目途に整備中である。 (3) トランシーバーについては整備していただいたが、気象観測装置については継続して検討することとした。	A	各種大会を誘致し，適正に運営したと認められる。また，各種書類は正しく整理されており，適正に実施されていると認められる。	A
④自主事業の実施					
⑤利用者サービスの向上	(1) 大会等の弾力的な運用 (2) 工事関係情報の提供 (3) 台風等の事後確認・報告 (4) 大会等の積極的な誘致 (5) ヨット修理環境の整備	閖上ヨットハーバー利用者の要望を把握してサービス向上に努めた。	A	大会誘致や情報発信により利用者サービスの向上に努めたことが認められる。	A
⑥利用者の苦情，要望等の把握とその反映	利用者からの要望について、日々の声かけ及び利用説明会にて聴取した。 (1) 備品置き場に関すること →関係者と協議して決定した。 (2) 斜路の清掃に関すること →高圧洗浄機を整備要望した。 (3) 給湯室の機能充実に関すること →設計変更を要望した。	閖上ヨットハーバー利用者からの提案や要望を把握し、的確に対応した。	A	利用者から寄せられる要望に対し，都度適切に対応出来る体制を整えていたと認められる。	A
⑦安全対策	(1) 安全対策 ・気象情報の提供（TV） ・トランシーバーの貸出し ・声かけによる安全指導 ・防災ラジオの整備 (2) 事故・災害対応結果 この期間中に事故及び災害は発生しなかった。	(1) 安全対策 仮設設備において対応できる安全対策を執った。 (2) 事故・災害対応結果 防災訓練を含めた更なる対応方策の検討が必要である。	B	利用者の事故防止に努めたほか，随時巡回点検等を行い，安全対策が適切に実施されたと認められる。	A
⑧県民の平等利用	(1) セーリング連盟会員に対する説明会を開催した。 (2) 来訪者に対する施設概要及び利用方法を説明した。 (3) ホームページによる大会等を広報して利用者の増加を図った。 (4) 利用受付時における利用方法、利用料、注意事項等を説明した。	閖上ヨットハーバーの概要について積極的に情報を発信し、県民の平等利用に努めた。 利用受付にあたっては、利用方法、利用料、注意事項等を説明して理解が得られた。	A	施設の概要について積極的に情報発信したほか，会員だけでなく来訪者に対して区別なく対応することで，県民の平等利用は確保できたと認められる。	A

項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
⑨個人情報の保護	閖上ヨットハーバー個人情報保護規程を制定し、マスターを個人情報管理者に指定した。 役員、補助役員及び管理員、連絡員に個人情報の保護に関する研修を行った。 個人情報が記録されている書類及びパソコンの取扱いについて的確に管理した。	閖上ヨットハーバー個人情報保護規程に基づき適正に個人情報を保護している。	A	現地調査の結果，個人情報の保護が徹底されていると認められる。	A
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。	当初の見込み以上の利用実績があった。	S	おおむね計画を上回る利用実績があり，適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり。	閖上ヨットハーバーの収支については、当初の想定以外のことが多数発生したが、結果的に赤字とならなかった。 ただし、今後4年間における収支計画の精査が必要である。	A	おおむね必要十分な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
⑫その他の取組	(1) 工事施工業者と定期的に打合せを行い、特に、大会等の実施にあたり協力を求めた。 (2) 仙台地方振興事務所と綿密な連携体制をとり、利用計画と工事施工計画の摺り合わせを行った。	平成30年度は工事施工と施設利用が重なったが、大きな事故がなく、工事関係者等とのトラブルもなく本格運用につながった。	S	関係機関と連携の上，適正な管理運営がなされていると認められる。	A
総　合　評　価		平成30年度は仮設状態での運用であったため、フルスペックでの評価は困難である。 ただし、この期間中に大きな事故がなく、閖上漁協をはじめとする地域住民、工事関係者等とのトラブルもなく本格運用につながったことは評価したい。	A	現地調査の結果，概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり，優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり，適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり，さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり，優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり，適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり，さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず，大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者･施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	(1) 安全対策の増進のための気象観測装置の設置 (2) 防犯対策の確立のための防犯カメラの設置･監視 (3) 担当役員のスキルアップと事務処理の平準化･簡素化 (4) 大会等イベント開催時における更なるサービス提供	適正な施設管理がなされているが，施設設備が完成し，平成31年度から本格的な運用となる。安全対策の徹底を図るほか，利用者の更なる利便性向上と経費のさらなる節減を図っていく必要がある。